

宮城県社会的養育推進計画の見直しについて

1. 計画の位置付け

令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」に基づき、県が策定する個別計画となる。

2. 策定の経緯・背景

- 令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われた。
- また、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）において、計画は資源の計画的な整備方針のためのものとすべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等について指摘されたところである。
- これらを踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、令和6年度中に新たな計画を策定するものである。

3. 改定作業の概要

(1) 計画期間

次期計画は令和7～11年度の5年間で1期として策定

（現行都道府県計画については、令和11年度を終期とし、令和2～6年度、令和7～11年度ごとの各期に区分して策定）

(2) 項目

現行の策定要領では、計11項目あるところ、令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえた体系の見直しを行い、次期策定要領においては、計13項目として策定（新たに以下2項目を追加）

「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」

「障害児入所施設における支援」

(3) 計画記載事項（必要的記載事項）

- ① 現行計画の達成見込・要因分析等
- ② 資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等
- ③ 整備すべき見込量についての整備・取組方針等

(4) 評価のための指標

- ① 次期計画の取組の進捗状況を図る項目ごとの統一的な指標
- ② 当該指標により取組の進捗状況についての把握
- ③ 任意で独自の「評価のための指標」を設定することも可

(5) 懇話会の設置

計画の策定に当たり、広く有識者から意見聴取を行うため、懇話会を設置する。

(6) 計画策定スケジュール

令和6年	7～8月	児童アンケート調査及び関係機関ヒアリング
	9月4日	第1回懇話会（骨子案の検討）
	11月上旬	第2回懇話会（中間案の検討）
	11月下旬	環境福祉委員会中間案報告
	〃	} パブリックコメント
	～12月下旬	
令和7年	1月	最終案調整
	2月上旬	第3回懇話会（最終案の検討）
	2月下旬	環境福祉委員会最終案報告
	3月	計画策定及び公表